

三木町感染拡大防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため使用制限若しくは停止又は催物の開催制限若しくは停止等を講ずるよう香川県知事が令和2年4月22日に行った要請及び協力依頼に全面的に応じた事業者に対して県が支給する香川県感染拡大防止協力金に、三木町が上乘せして、事業者に対し交付する三木町感染拡大防止協力金(以下「協力金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は事業を行う個人をいう。

(協力金対象者)

第3条 協力金の交付対象者は、三木町の区域内に営業所を有する事業者で、香川県感染拡大防止協力金の支給決定を受けた者とする。

(協力金の額等)

第4条 協力金の額は、1事業者当たり10万円とする。

2 協力金の交付は、1回限りとする。

(協力金の交付申請及び請求)

第5条 協力金の交付を受けようとする第3条に該当する者は、令和2年5月12日から同年7月31日までに三木町感染拡大防止協力金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 香川県感染拡大防止協力金の支給決定通知書の写し
- (2) 営業所が三木町の区域内にあることが確認できる資料
- (3) 協力金の振込口座の通帳等の写し
- (4) 誓約書(様式第2号)

(協力金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、三木町感染拡大防止協力金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした事業者へ交付の決定を通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。